庁議(令和3年7月20日)結果について

- 1 開催日 令和3年7月20日(火)
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長 市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説 明 者 デジタル推進担当部長、産業振興部長、まちづくり政策部長 学校教育部長
- 5 事 務 局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長 企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
- (1) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例(案)について

概要	平塚市手数料条例に定める諸証明、写し等の事務の手数料について、
	コンビニ交付による手数料減額の特例を定める規定を整備するととも
	に、法令の一部改正に伴う個人番号カード再交付手数料の削除を行うた
	めに別表を整備する。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚漁港管理条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正の概要
	平塚漁港駐車場について、開場時間を10月1日から翌年の3月3
	1日までは「午前4時から午後6時まで」とし、4月1日から9月3
	0日までは「午前4時から午後8時まで」とする。
	2 施行日 令和3年10月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市建築基準条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正理由
	建築基準法施行令の一部改正による避難規定の合理化への対応等、
	所要の改正を行うものです。
	2 改正内容
	・2以上の直通階段又はこれに代わる施設の設置基準の合理化
	・主要な出口から道に通ずる敷地内通路の幅員基準の合理化
	・建築基準法施行令の一部改正及び上記改正等に伴う条文構成の改正
	3 施行時期 公布の日を予定
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要 平塚市立相模小学校が「令和4年4月」に開校するにあたり、「平塚市 立の学校の設置に関する条例を一部改正します。 改正箇所 別表第1 (小学校) 中の「平塚市立相模小学校」の位置 改正前 平塚市田村六丁目9番1号 改正後 平塚市大神2,434番地の1 相模小学校の移転先は、「平塚都市計画事業ツインシティ大神地区土地 区画整理事業」の中に位置するため、新たな地番が付されるのは土地区 画整理事業の換地処分後になります。しかし、事業完了前の令和5年1 0月に大神地区は住居表示の実施が予定されているため、そこで相模小 学校の住所が決まります。一方、相模小学校は令和4年4月に開校する ことが決まっているため、正門の所在地の地番を学校の位置として指定 し、条例を改正します。 結果 審議の結果承認された。

(5) 相模小学校新築工事(建築)・相模小学校新築工事(プール棟・建築)の契約変 更について

概要	相模小学校新築工事(建築)及び相模小学校新築工事(プール棟・建
	築)において、残土処分方法の変更及び仮設工事の追加など工事内容の
	一部変更が生じたため、工事請負契約の変更が必要になりました。
	1 相模小学校新築工事(建築)
	(1)変更内容 (2)変更金額
	残土処分方法の変更 請負金額 2,494,070,700円
	仮設・内部形状の変更など 変更後請負金額 2,533,730,100円
	增 額 39,659,400円
	2 相模小学校新築工事(プール棟・建築)
	(1)変更内容 (2)変更金額
	仮設工事の追加 請負金額 255, 420, 000 円
	湧水対策の仕様変更など 変更後請負金額 272,070,700円
	増 額 16,650,700円
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

・なし